

令和2年3月19日

特定教育・保育施設 設置者・園長 様
特定地域型保育事業 設置者・責任者 様

神戸市こども家庭局子育て支援部長

家庭保育要請期間の延長について（通知）

神戸市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、令和2年2月28日付「新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」や令和2年3月12日付「新型コロナウイルス対策について（通知・令和2年2月28日通知からの更新）」において、保育園等については臨時休業は行いませんが可能な限り家庭保育を要請してきているところです。

このたび、市内における感染事例の発生状況等や家庭保育要請期間中は利用者負担額が減額できることなどを踏まえ、下記のとおり家庭保育を要請する期間を延長することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 家庭保育を要請する期間 令和2年4月7日（火）まで（予定）

これに伴い、令和2年3月3日（火）～令和2年4月7日（火）の期間中に要請を受けて家庭保育の協力をしていただき、保育所等を休まれた場合は利用者負担額が減額されます。

2. 4月入所の手続きについて

これまで、4月入所が決定している方については、育児休業からの復職は5月1日までにさせていただきようご案内しておりましたが、家庭保育を要請する期間を延長したことに伴い、6月1日までの復職も認めることといたしました。ただし、入所手続きは4月1日で行っていただき、家庭保育を要請する期間後に引き続き休まれる場合については利用者負担額が発生しますのでご注意ください。

※ 保育所等については、保護者が働いており、家で一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、1号認定のこどもについても、保護者が就労・介護・看護・病気等により家庭で保育ができない幼児については、施設において預かっていただきますよう重ねてお願いいたします。

担当：子育て支援部事業課 078(331)8181 休業期間中の運営に関する事：内線 4866・4871

入所手続きに関する事：内線 4863

給付費に関する事：内線 4861